

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所理事会規程

制定 平成24年4月1日 規程第2号  
改正 平成25年3月14日  
改正 平成30年3月30日  
改正 令和4年4月1日  
改正 令和5年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所（以下「法人」という。）の理事会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定め、もって適正な理事会の運営を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 法人に、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所理事会（以下「理事会」という。）を置く。

(構成)

第3条 理事会は、理事長及び理事（以下「構成員」という。）をもって構成し、理事長がこれを総括する。

(審議事項)

第4条 理事会は、法人の業務運営に関する次に掲げる事項を審議する。

- (1) 法令により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 法人の運営に関する基本方針その他重要方針に関する事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 人事に関する重要事項
- (6) その他法人の業務運営に関する重要事項

(理事会の開催等)

第5条 理事会は、原則として月1回開催し、理事長がこれを召集する。ただし、理事長が必要と認める場合に臨時に召集することができる。

(議事)

第6条 理事会の議事は、構成員の意見に基づき、理事長が決定する。

(構成員以外の出席)

第7条 理事長は、必要があると認めたときは、構成員以外の者を理事会に出席させ、意見を述べさせることができる。

2 理事長は、事務局長その他の職員を理事会に出席させ、審議事項について説明させることができる。

3 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(議事録)

第8条 理事長は、理事会の議事について議事録を作成するものとする。

(庶務)

第9条 理事会の庶務は、総務部において処理する。

(雑則)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則(平成24年規程第2号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則(平成25年規程第67号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。